

泊村監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 75 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 9 月 15 日に監査委員に提出された事務監査請求について、同条第 3 項の規定に基づき、その結果を下記のとおり公表する。

平成 30 年 1 月 31 日

泊村監査委員 沼 畑 智

泊村監査委員 大 橋 芳 之

記

第 1 事務監査請求の受理

1, 事務監査請求代表者

住 所 (略)

職 業 (略)

氏 名 (略)

2, 事務監査請求の受理並びに受理の通知、告示及び公表

本件事務監査請求(以下、「本件請求」)は、地方自治法第 75 条第 1 項の規定及び地方自治法施行令第 99 条において準用する同令第 96 条第 1 項に規定する署名数が法定数に達しており、

かつ地方自治法施行規則第 10 条に規定する様式を備えていると認めたので、平成 29 年 10 月 3 日にこれを受理し、同日請求の要旨等の告示及び公表し、平成 29 年 10 月 6 日に受理した旨の通知を行った。

3, 本件請求に係る経過

- (1) 事務監査請求代表者証明書交付申請書の提出
平成29年8月21日
- (2) 事務監査請求代表者証明書の交付及び告示
平成29年8月23日
- (3) 事務監査請求者署名簿を泊村選挙管理委員会へ提出
平成29年8月30日
- (4) 事務監査請求者署名簿の審査終了
平成29年9月1日
- (5) 事務監査請求者署名簿の縦覧
(至)平成29年9月2日
(自)平成29年9月8日
- (6) 事務監査請求者署名簿の署名に関する異議の申出がない旨及び有効署名総数の告示
平成29年9月9日
 - ・署名総数 40人
 - ・有効署名総数 40人
 - ・無効署名総数 0人
 - ・有権者総数の50分の1 30人
- (7) 事務監査請求書の提出
平成29年9月15日(平成29年10月2日補正)
- (8) 事務監査請求書の受理
平成29年10月3日
- (9) 事務監査請求書の告示
平成29年10月3日
- (10) 監査結果報告書を請求代表者に送付
平成30年1月31日

4. 請求の要旨

本件請求の要旨については、以下のとおりである。

- (1) 泊村が実施する、ごみ収集業務の「塵芥収集業務委託契約」によると、運転手と 1 名の助手合わせて 2 名を従事させなければならないところ、昭和 60 年度から業務を請負っている「セフティクリーン丹羽」は、泊村長就任時の平成 20 年度から契約条項が守られていない状態が、平成 29 年 6 月 26 日の泊村長と請求人との面談で明らかになった。
- (2) 平成 28 年 12 月 7 日開催の「泊村政懇談会」において、はじめて公に指摘され、泊村長は、翌 12 月 8 日に「セフティクリーン丹羽」に対し、「改善指示書」を出し、「改善報告書」を受け取った。
- (3) その後、1 人で業務をした日数分を契約変更し、請負金額の減額処理がなされたことが、平成 29 年 6 月 19 日の「住民監査請求」により、初めて住民が知ることとなった。
- (4) しかし、平成 28 年度分だけの契約変更による減額にとどまり、平成 27 年度以前については、検証もされずに手付かずの状況である。
平成 27 年度以前も、1 人で業務していた実態について、多くの住民が確認していることであり、平成 27 年度以前についても、契約条項に違反がなかったかの検証を求める。

第2 監査の実施

1. 監査の対象部課

泊村役場総務部保健福祉課

2. 監査の対象事業名

塵芥収集処理業務

3. 監査の期間

平成19年度から平成28年度迄

4. 事務監査請求の要旨

第1 事務監査請求の受理、4. 請求の要旨のとおり

5. 監査の方法

本請求は、法第 75 条に基づく直接請求による事務監査である。

従って、監査にあたっては、同法の趣旨に従い、関係書類及び資料の提出を求め、監査を実施した。

また、法 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員から事情聴取を行った。

対象部課から関係書類及び資料の提出。

本件に関する資料請求は、総務部総務課を窓口とし、本件関係書類について、「泊村文書編集保存に関する規程」に従い、該当年度の資料を請求する。

- (1) 参考見積書の有無、見積書の有無、積算資料の有無、契約種の確認。
- (2) 入札に伴う関係資料の確認。
- (3) 契約期間、契約方法、契約者、契約条項、契約金額、保証金の有無。
- (4) 仕様書の確認、運行報告書の確認。
- (5) 支出に伴う完了、検定資料の確認。

該当事業保存年数10年の為、調査年度平成19年度～28年度とする。

また、調査を進めるにあたり、必要と思われる資料については、随時提出を求めた。

(6) 関係人・関係職員の聴取

期 日 平成 29 年 11 月 16 日

出席者 有限会社 セフティクリーン丹羽 会長

期 日 平成 29 年 12 月 20 日

出席者 平成 19 年度 総務部保健福祉課 課長補佐
平成 20～23 年度 総務部保健福祉課 課長補佐
平成 21～24 年度 総務部保健福祉課 課長
平成 24～25 年度 総務部保健福祉課 主事
平成 25～28 年度 総務部保健福祉課 課長
平成 26～27 年度 総務部保健福祉課 課長補佐
平成 28 年度 総務部保健福祉課 係長

期 日 平成 29 年 12 月 25 日

出席者 有限会社 セフティクリーン丹羽 会長

村長の意見聴取

期 日 平成 29 年 12 月 25 日

出席者 泊村長

(7) その他

関係人聴取として、当時勤務者(運転手等)、現勤務者に日程調整を図るが、各関係人より欠席との報告があった。

(地方自治法第 199 条第 8 項により、関係人は、これに応ずる義務があることは当然ではあるが、応じない場合において、これを強制することはできない。)

第3 監査の結果

平成 29 年 10 月 3 日に受理した、本請求における請求の要旨の各項目についての監査結果は、合議により、次のとおり決定した。

1. 請求の要旨

(1) 請求の要旨

泊村が実施する、ごみ収集業務の「塵芥収集業務委託契約」によると、運転手と 1 名の助手 合わせて 2 名を従事させなければならないところ、昭和 60 年度から業務を請負っている「セフティクリーン丹羽」は、泊村長就任時の平成 20 年度から契約条項が守られていない状態が、平成 29 年 6 月 26 日の泊村長と請求人との面談で明らかになった。

ア. 事実確認

件 名 : 報告書「請求代表者」来庁面談議事録
資料請求先 : 泊村役場総務部総務課
面談期日 : 平成 29 年 6 月 26 日 (月)
面談場所 : 泊村役場 村長室
面談者 : 請求人
対応者 : 泊村長、総務課長、企画振興課長、保健福祉課長

報告書請求代表者来庁面談議事録から、本件に関する部分のみを引用することとする。

塵芥処理収集委託業務は、昭和 60 年より 2 人体制で始まり、現在へと続いている。

平成 20 年に、自分(現村長)が当選してから、「2 人乗務」を契約条項に明記するようになった。

それ以前は、「その時に忘れて 2 人になったり、1 人になったりして業務を行っていた」、それは、「仕事に対する支障ってものが特別になかったという経緯があったからと自分は捉えている」。

仕事の内容については、セフティクリーン丹羽の方にお任せしていた。

2 人になったり、1 人になったりしているのを書類上で、それを私たちがチェックしないで、ここまで来たという経緯は、これは、うちの方のミスもある。」

また、「契約条項で、運転手と助手を乗せるという形でやって来ているが、今の仕事の関係からすると、必ずしも、これは、必ず乗らなければダメだという法的な規定は無いです。今まで、乗っていない、乗ってなくても、それに対する支障がない。持ってきたゴミに対して、ついた時点で、作業はなかなか 1 人でできないから、2 人でやったりした経緯もある。」と記載されている。

イ. 監査委員の判断

議事録内容から、契約内容が守られていない事を認識している発言であり、請求人の指摘のとおりである。

村長が、「契約は、2 人乗務になっているが、必ずしも守らなくてもよく、仕事の内容は業者に任せていた」と言っているのは、「請負契約」とも受け取れるが、本契約は「請負契約ではなく委託(委任)契約である。」これは、平成 29 年 12 月 25 日の関係者聴取で、泊村長より確認を取っている。

契約内容と実際の業務が違っていても、村は、何も対処しなかったこと、業者任せで、業務の管理監督を怠っていたことも明らかになっている。

なお、請求人は「業務を請負っている」と述べているが、「業務を委託されている」が適正表現である。

(2) 請求の要旨

平成 28 年度 12 月 7 日開催の「泊村政懇談会」において、はじめて公に指摘され、泊村長は、翌 12 月 8 日に「セフティクリーン丹羽」に対し、「改善指示書」を出し、「改善報告書」を受け取った。

ア、事実確認

資 料 : 平成 28 年度村政懇談会(堀株地区)報告書
・改善指示書及び改善報告書
・平成 28 年度塵芥収集業務委託に伴う関係資料一式

関係人 : (有)セフティクリーン丹羽 会長
・平成 25～28 年度 総務部保健福祉課 課長
・平成 28 年度 総務部保健福祉課 係長

資料請求先 : 泊村役場総務部総務課

平成 28 年 12 月 7 日に、泊村政懇談会(堀株地区)において、請求人に指摘を受け、翌日、泊村長は、12 月 8 日に、塵芥収集処理業務委託契約書中、仕様書の第 2 条第 1 項第 3 号について、改善指示書を提出する。

翌 12 月 9 日に、受注者より、改善報告書が提出され、改善処置されている。

・12 月 8 日付 「改善指示書」内容

塵芥収集処理業務委託契約書中仕様書の第 2 条第 1 項第 3 号

「収集人数に定める運転手 1 名、助手 1 名の乗車」について改善指示。

・12 月 9 日付 「改善報告書」内容

平成 28 年 12 月 9 日より、運転手及び助手の乗車を行っております。

平成 29 年 4 月 1 日より、専属の助手を雇用し、運転手及び助手を契約どおり乗車させます。

イ、監査委員の判断

村政懇談会での指摘があり、関係課により事実確認がされ、「泊村は、契約内容が守られていない実態を認知したこと、また、受託業者は、契約内容を守っていなかったのを認めた」ため、行った一連の行為であり、文章の内容から明らかである。

なお、請求人の指摘を受け、泊村は、日報の様式を平成 29 年 4 月 1 日より、運転手及び助手の名前を書くように改めている。

また、「有限会社セフティクリーン丹羽」は、助手を 4 月の雇用予定者を前倒し、平成 28 年 12 月 9 日より、助手を雇用し、乗車させていることを確認している。

(3) 請求の要旨

その後、1人で業務をした日数分を契約変更し、請負金額の減額処理がなされたことが、平成29年6月19日の「住民監査請求」により、初めて住民が知ることとなった。

ア、事実確認

資料：平成28年度塵芥収集業務委託に伴う関係資料一式
(契約変更に伴う関係書類一式)

資料請求先：泊村役場総務部総務課

平成29年3月13日保健福祉衛生係より、泊村長に「平成28年度塵芥収集処理業務委託に伴う契約変更について」と伺書が提出される。

(2)で記載の「泊村政懇談会(堀株地区)」で指摘を受け、泊村が、「改善指示書」の提出と(有)セフティクリーン丹羽から「改善報告書」が提出されているとともに、(有)セフティクリーン丹羽 会長が来庁し、村長に謝罪をしている。

「曜日によっては乗車していない日もある。2度とこのよう事が無い様に改善する」とのこと。

また、このことから、村長より、担当課に本業務委託について、事実を確認し、乗車状況の確認をすよう指示があり、関係資料の提出を求め、業者より乗車記載メモが残っているとのこと、乗車記載資料に基づき、契約変更及び減額を行う。

平成29年3月22日付「計画変更上申書」が提出。

理由として、契約書中「収集業務は安全に行う為、1名の補助員を従事させること」とあるが、「従事させていない日があった為」と記載されている。

平成29年3月23日付「計画の設計変更について」を(有)セフティクリーン丹羽に対し通知。

なお、同日「承諾書」も通知し、(有)セフティクリーン丹羽より承諾を得ている。

支出戻入行為を進め(有)セフティクリーン丹羽より3月30日に戻入れが完了している。

その後、算出金額に誤りがあり、1,274,905円となり、6,571円契約金額の変更として受託者に戻されている。

イ、乗車内訳と返還金額について

① 契約日数	243日間
② 2名乗車日数	158日間
③ 助手不備日数	85日間
④ 返還金額	1,274,905円

ウ、監査委員の判断

請求の文章の中で「請負金額の減額処理」とあるが、正確には「委託金額の減額」である。

返還金についての協議は、平成29年2月14日の部課長会議で検討を行い、委託料の一部を変更契約に伴う戻入することを決定し、上記のような一連の支出(戻入)負担行為を行っている。

「改善指示書」や「改善報告書」のやりとり、また、平成28年度の契約金額を減額させたこと等、経過や結果の説明は、請求人はもとより、村民、村議会にも一切公表されておらず、「住民監査請求」

で公になったのは、請求人の指摘のとおりである。

村民の行政に対する不信を抱かせる行為であり、大きな反省材料である。

(4) 請求の要旨

しかし、平成 28 年度分だけの契約変更による減額にとどまり、平成 27 年度以前については、検証もされずに手付かずの状況である。

平成 27 年度以前も、1 人で業務していた実態について、多くの住民が確認していることであり、平成 27 年度以前についても、契約条項に違反がなかったかの検証を求める。

ア、事実確認

関係人聴取：11月16日（有）セフティグリーン丹羽に聴取 ①

12月25日（有）セフティグリーン丹羽に聴取 ②

備考：関係人として元運転手等関係者 4 名に聴取を求めるが現業務の関係及び個々の都合により欠席との報告有。

※ 地方自治法第 199 条第 8 項により、関係人は、これに応ずる義務があることは当然ではあるが、応じない場合において、これを強制することはできない。

① 見積書の提出(徴収)について

見積書は、役場より、依頼は来ていないし、出した覚えが無い

② 契約書について

毎年の継続事業なので、契約金額の増減は確認しているが、その他の契約書の中身や仕様書も、見てもいないし、知らなかった。

契約書及び仕様書の内容確認を社内では行っていなかった。

③ 仕様書等(運転手、助手 1 名の 2 名体制)について

仕様書の存在も知らなかったし、担当より説明など受けたことが無かった。

月・水・金曜日は 2 人乗せるようにしていたが、補助員 1 名は、毎日では乗せてはいなかった。

夏の海水浴とか、お盆とか、極端にゴミが多いときは 2 人体制でやっていたと思います。

この委託業務のスタートが、月・水・金曜日の週 3 回で始まり、週 3 回だけ 2 人乗務体制でずっとやっていた経緯がありましたので、小学校が統合になってスクールバスが始まるまで、自分と妻と 2 人でやっていた。

その後、自分たちがスクールバスの方の担当になったので、H 氏の奥さんに 8 年くらい乗ってもらった。

その後は、1 人体制でやっていて、空いている人がいれば、乗るといふふうに来てきた。

④ 平成 28 年度契約変更に伴う減額等について

平成 28 年度の日報などの関係書類の提出を求められた。

明確な減額の理由についてはなかったと思う。

助手を乗せていない日を計算したら、この金額になりました、払ってくださいという感じであった。

自分としては、高すぎていると思う。

120 万払って、これで終わってくれるなら良いという思いもありました。

平成 27 年度以前について、日報などの提出を求められたが、関係書類を残していなかった。

イ、 監査委員の判断

業務日報などの関係書類が残っていなかったので、聞き取り調査で、事実確認を行うしかなかった。受託業者の主張は上記の理由で実証するのは不可能であった。

しかしながら、話の内容から、契約内容が以前から守られていないことは、本人も認めているとおり明らかである。

見積書、契約書、仕様書等について、村担当者と会社との話の内容に相違があるため、併せて記すこととした。

委託契約は、受託業者はいかなるものがあっても履行する義務があり、受託業者の主張に正当性が無い。

また、業務日誌は 3 年間の保存義務がありながら守られていないが、村の監査指導不足でもある。

2、 関係者聴取

関係人： 期日 平成 29 年 12 月 20 日

- ・平成 19 年度 総務部保健福祉課 課長補佐
- ・平成 20～23 年度 総務部保健福祉課 課長補佐
- ・平成 21～24 年度 総務部保健福祉課 課長
- ・平成 24～25 年度 総務部保健福祉課 主事
- ・平成 25～28 年度 総務部保健福祉課 課長
- ・平成 26～27 年度 総務部保健福祉課 課長補佐
- ・平成 28 年度 総務部保健福祉課 係長

① 見積書について

担当課では、平成 25 年までは、業者より、参考見積書を徴収し、当初予算の根拠としていた。

理由としては、予算措置の為には、見積書がないと予算が作れないことと、入札に関しても、予定価格を作成する上でも、予定価格設定の根拠が必要なことである。

* 委託料の積算の考え方・・・業者より見積書を徴収し、予算措置していたが根拠が曖昧なため、平成 26 年度からは、北海道による道単価を用いて積算している。

② 契約書について

見積書の段階で、変更点があれば業者に説明していた。

殆どの担当者は、契約書の内容を業者と確認しながら、判を押してもらっていると述べている。
担当者によっては、継続事業なので、契約の中身まで説明していない人もいた。

③ 仕様書について

契約書及び仕様書も日数の変動もあるので、業者に目を通して確認してもらっていた。
補助員の1名乗車は知っていたが、実際2人で行っていたか、確認はしたことがなかった。
その理由について、多くの職員はゴミの処理が適切にされていれば、問題はないという認識である。

④ 担当課による塵芥収集処理業務委託の検定について

塵芥収集処理業務委託の検定については、これまで、塵芥収集処理業務が、収集・運搬業務が的確に行われ、利用者(住民)に迷惑をかけていないかを主として、契約書の第5条での塵芥処理車運行(収集)報告書により確認し、履行されたかどうかを検定していた。

従事者(2名)については、仕様書でお願いをしているところですが、契約書の第5条でも報告を求めておらず、当然2名が従事しているとの判断で、検定を行っていた。

⑤ 契約変更の協議について

平成29年2月14日(火)に部課長会議を開催し検討を行っています。

その会議において、各年度中の委託期間中に、助手の乗車が無かった日数を確認し、その日数分を契約変更し、委託料を減額することと致しました。

このことから、事業の実績に関し業者に確認を行い、平成28年度の不乗車の日数が確認できて、契約変更の根拠となるものがあつたことから、平成28年度分の契約変更を行い、委託料の一部戻入れを行っています。

⑥ 平成27年度以前の契約変更について

平成27年度以前の委託契約に伴う事業内容に関して、部課長会議の中でも協議させていただきました。

役場及び委託業者共に不乗車が確認できず、契約変更の根拠となるものが無かつたことから、契約変更は行っておりません。

ア. 事実確認

本件に関する資料は、総務課を窓口として、保健福祉課より提出を受け内容等を精査した。(平成19年度～平成28年度分)業務仕様書の2.業務内容の④収集人数について「収集人数は運転手1名と助手1名で行うものとする」となっている。

一方、契約書の第5条で報告を義務付けている。

内容は、「毎週月曜日に、前週分のごみ収集状況、塵芥車の管理状況、燃料等の補給状況などにつき、別記様式で報告しなければならない」とあるが、運転手のみの記入欄しかなく、補助員の乗車を推定するには、全く不可能であり、書類の不備である。

・「仕様書」等の法的な位置づけについて

契約書は、法令で許容される範囲において、契約者が果たすべき義務と行使できる権利を明文化し、それについて、契約者双方が合意したことを証する書類である。

これに対して、仕様書は、提供する製品(請負や役務提供を含む)の材質、性能、完成度等、注文者が要求する内容を明文化し、受注者は、その内容の製品を提供することにより、契約履行義務を果たしたことになる。

契約書と仕様書を別にする理由は、支払いや損害賠償などのいわゆる法律的な契約条項と業務の仕様の混在を避ける為である。

業務委託契約書に「仕様書」として合せて綴じ込むので実質的に業務委託契約書の一部となるものである。

・「業務委託契約書」の法的位置づけについて

「業務委託契約書」は、発注者が業務の実施を受注者に委託し、受注者がこれを承諾して、発注者と対等の立場で、しかも自己の裁量と責任により、委託された業務を実施する場合に締結される契約書である。

「業務委託契約書」は、特に、法律に定められたものではない。

ただし、「委託」という表現自体は、委任契約の規定などに存在する。(民法第 643 条)

また、「業務委託契約書」は、請負契約の場合もあれば、委任契約の場合もある。

また、両者が混在する場合もあるので、契約書のなかに明記することが大切である。

契約は、民法で内容が義務づけられている。

具体的には、契約は贈与、売買、交換、消費貸貸、使用貸貸、貸貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の合計 13 種類に分類される。

「請負契約」とは、仕事の完成を目的とした契約のことである(民法第 632 条)。

請負契約の特徴は、仕事の完成という結果に対する責任を負うことである。

委任契約は、「一定の行為」の遂行を目的とした契約である(民法第 643 条)。

委任契約の特徴は、一定の行為という過程に対して責任を負うことである。

このため、業務内容としての行為を行うにあたって善管注意義務を果たしているかどうかという責任が問われる(民法第 644 条)。

※善良な管理者の注意義務(善管注意義務)……受託者側の地位、職業等に応じて、客観的に期待・要求されるレベルの責任を果たすべき義務。

なお、本件監査にあたり、関係書類は規定に基づき 10 年分を請求した。

※「泊村文書編集保存に関する規程(昭和 54 年 9 月 30 日規定第 1 号)」に基づき、保健福祉課環境衛生に係る文書の保存期限は、10 年との定め。

イ. 監査委員の判断

村の処務規程では、「検定について、日誌及び作業日報等委託業者からの提出物について確認する」とある。

しかし、業者からの日誌の提出を求めず、1週間に一度の塵芥処理車運行(収集)報告書のみで確認していた。(運転手しか確認できないが、担当者は2名乗務を行っていると思い込んでいた)業者任せであり、実際の業務内容について確認を怠り、泊村として、指導監督ができていなかった。

なお、請求文章に、「平成27年度以前については、検証もされず手付かずの状況である」とあるが、村では、「契約変更の協議について」及び「平成27年度以前の契約変更について」のとおり、協議を行っており、指摘にはあたらない。

3. 関係者聴取

関係人：期日 平成29年12月25日

・泊村長

泊村長

自分が村長になって、契約を2名体制にしたのは、交通安全上と仕事の安全性を考えてのことである。

受託者は、契約内容を履行する義務があり、私自身は、当然、2名乗務を履行しているものと理解していた。

村が「改善指示書」を出した理由については、契約どおりに行われていない疑いがあることと、報告書に、2名乗車を明記するような形の改善を求めたことによる。

2人分の委託料を支払っているので、委託業務が契約どおりに行われていない疑いがあれば、3月に設計変更して、お金を返してもらうように自分が指示をした。

平成27年度以前については、受託業者からの明確な提出書類は無かったと記憶している。

何十年も仕事をやってもらってきた経緯があること、その間に、問題なく仕事を履行してくれたことを考えると、責任を果たしてくれていたと思う、過去に遡って請求ということは難しいと考える。

返還請求をしようとする場合、それを裏付けする根拠を明記できないので、請求はできないと考える。

ア、監査委員の判断

泊村長の発言内容は6月26日報告書「請求人」来庁面談議事録の内容と相違があり、一貫性がない。

この聴取時においても、泊村が発注している「塵芥収集処理業務委託契約」が請負契約ではなく、委託(委任)契約である。」ことを監査委員の質問で答えている。

村が、「改善指示書」を出したこと、また、契約変更し、委託料を戻入れしたことは、それに基づいて行ったものと理解できる。

平成28年度については、契約変更に伴う戻入れをさせているが、27年度以前については、消極的な考え方であり、契約違反について、違約金での解決方法しか論じられていないが、多方面の角度から論じられるべきである。

第4 結論

以上の判断により、請求人の要旨のうち、

「泊村文書編集保存に関する規程」に基づき、業務関係書類を精査する段階で、平成20年～22年度の原本が無いこと、また、見積書が添付されていない年度の書類がある等、保管及び取扱いの不備が見られるので、原因と対策についての検討が必要と考える。

また、支出行為について、通常は、業務が完了し、検定等の確認が行われ支出となる。

本契約の場合、契約内容に沿って毎月支払いされているが、各月の支払いに伴う確認検定は、必要なかったのか、業務完了届及び検定等の根拠が明確になっているのか、再度検証が必要である。

また、本契約は、委託契約でありながら、支出負担行為に「請負」の記載間違いがある(19年・20年・23年・28年度)。

これらは、関係課の様式をそのまま使用したためと判明したが、職員の不注意や契約種の理解不足が原因と思われるので、職場全体でのチェック体制の確立を求める。

請求の要旨(1)～(3)については、前述のとおりである。

請求の要旨(4)について

業務委託契約は、請負契約ではなく、委託(委任)契約である。

故に、受託業者は、契約内容を履行することを義務付けられる。

契約内容の不履行や違反があれば、契約金の返還や賠償請求ができる。

平成27年度以前について、契約違反が明らかであり、返還の義務が生じると考えるが、次の理由により、それは可能ではないと考える。

① 平成28年度は、契約変更に伴い、委託料の戻入れがされており、請求対象から除外する。

② 上記以外の年度については、調査により、契約違反が行われていたと認められるが、受託業者の日誌等の記録が残っておらず、監査委員としては、明確な判断をすることができない。

泊村が、平成27年度以前の分についても、請求を試み、日数が確定できないという理由で、返還請求をあきらめ、また、同じ業者に仕事を続けさせていることは、村民に対し、何の説明もなく、行政に対する不信を抱かせる行為である。

泊村は、契約違反の事実があったにも拘わらず、返還金が確定できないとの理由で、その責任の所在を曖昧にし、問題を終結している。

本来、契約違反の処分については、いろいろな角度から検討されるべきでありながら、委託金額の返還についてのみ議論され、その他の観点からは、何も議論がなされておらず、不適切な処理であるとする。

また、長年に亘り、業者任せにし、契約違反を見逃していたこと、管理監督及び指導的役割を果たせなかったことは重大であり、行政の責任を明らかにすべきである。

村は、村民の理解を得られるように、真摯に反省し、説明責任を果たすとともに、今後は、一層積極的な情報提供を心がけて、事務の適切な執行にあたることを要望する。

関係法令等

地方自治法 第 75 条第1項(監査の請求とその処置)

地方自治法 第 10 条(住民の意義及び権利義務)

地方自治法 第 199 条8 項 職務権限

民法 632条 請負

民法 634条 請負人の担保責任

民法 643条 委任

民法 644条 受任者の注意義務

民法 645条 受任者による報告

民法 549条～696条 典型契約

泊村例規集 泊村文書編集保存に関する規程